

医師の記入と許可が必要です。

## 意見書

藤枝 聖マリア保育園・園長殿

クラス \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 園児氏名 \_\_\_\_\_

病名「 \_\_\_\_\_ 」

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と認めます。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

印またはサイン \_\_\_\_\_

保育園は乳幼児たちが集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行は出来るだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、保育園児がよくかかる下記の感染症につきましては意見書（診断書）の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮下さい。

| 病名                                 | 感染しやすい期間   | 登園のめやす  |
|------------------------------------|--|---|
| 麻疹（はしか）                            | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで                              | 解熱後3日を経過していること  |
| インフルエンザ                            | 症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）             | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過していること（乳幼児にあっては3日経過していること）  |
| 風しん                                | 発しん出現の7日前から7日後くらい                                | 発しんが消失していること  |
| 水痘（水ぼうそう）                          | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで                               | すべての発しんが痂皮化していること   |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）                    | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                                  | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること  |
| 結核                                 |  | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                        | 発熱・充血等の症状が出現した数日間                                | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること   |
| 流行性角結膜炎                            | 充血・目やに等の症状が出現した数日間                               | 結膜炎の症状が消失していること   |
| 百日咳                                | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで                       | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること   |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>(O-157、O-26、O-111等) |  | 医師により感染の恐れがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳児未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である） |
| 急性出血性結膜炎                           |  | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症<br>(髄膜炎菌性髄膜炎)           |  | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |
| 感染性胃腸炎<br>(ノロ・ロタ・アデノウイルスなど)        | 症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること   |

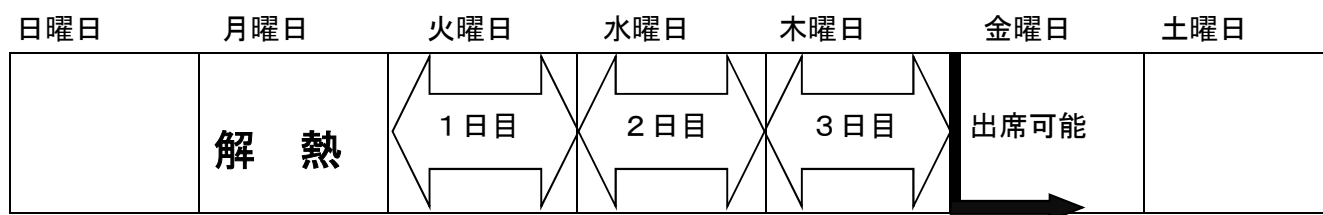
## 出席停止の日数の数え方について

(厚生労働省2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドラインより)

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合にはその日は日数に数えず、火曜日(1日)・水曜日(2日)・木曜日(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図)。

図 「出席停止期間：解熱したあと3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。

